平成十六年法律第百六十七号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

十三条) | 的及び教育的援助をいう。 | お子子の支援のための施策(第五条—第 々の発達障害者の特性に対第 二 章児童の発達障害の早期発見及び発達障 し、及び円滑な社会生活を

|四章|| 甫則(第二十条―第二十五条) |一第十九条の二)

発達障害者支援センター等(第十四条

(基本理念)

付則 第四章 補則(第二十条—第二十五条)

第一章総則

第一条 この法律は、 がら共生する社会の実現に資することを目的と ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いな ての国民が、障害の有無によって分け隔てられ のその生活全般にわたる支援を図り、もって全 により、発達障害者の自立及び社会参加のため 害者支援センターの指定等について定めること 者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障 かにするとともに、学校教育における発達障害 ことに関する国及び地方公共団体の責務を明ら う、発達障害を早期に発見し、発達支援を行う 日常生活又は社会生活を営むことができるよ 人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい 基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的 害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の援を行うことが特に重要であることに鑑み、障 援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支 達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支 正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発 発達障害者の心理機能の適 2 3 2

第二条 この法律において「発達障害」とは、自第二条 この法律において発現するものとして政令で定れに類する脳機能の障害であってその症状が通れに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢においてを選挙であるものをいう。

(定義)

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を3 この法律において「社会的障壁」とは、発達

々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個と、及び円滑な社会生活を促進するため行う個害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援との法律において「発達支援」とは、発達障制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどことを妨げられないことを旨として、行われなことを妨げられないことを旨として、行われなことを妨げられないことを旨として、行われならない。

、。 ・ なことを旨として、行われなければならな 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資

(国及び地方公共団体の責務)
とつつ、切れ目なく行われなければならない。
緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮
関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の
関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の
別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ
別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念(次項及び次条において「基本理念」という。)にのっとり、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることがある。

国及び地方公共団体は、基本理念にのっと国及び地方公共団体は、基本理念にのっと国及び地方公共団体は、基本理念にのっと国及び地方公共団体は、発達管害者に対する就労、地域における生活等に関接その他の発達支援が行われるとともに、発達できる支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

| 5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等性 の意思ができる限り尊重されなければならない 原 (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、関 電を現に監護するものをいう。以下同じ。) 障 (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 名 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当

つ 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等 の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福 の施策を講じるに当たっては、発達障害者の支援等

に協力するように努めなければならない。念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加第四条 国民は、個々の発達障害の特性その他発(国民の責務)

達障害者の支援のための施策 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発

(児童の発達障害の早期発見等)

見に十分留意しなければならない。 第百四十一号)第十二条及び第十三条に規定す第百四十一号)第十二条及び第十三条に規定す

見に十分留意しなければならない。 る健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定す2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法(昭

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十一条の規定により都道府県が確保した医療機制その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする。

ばならない。 思を尊重するとともに、必要な配慮をしなけれは、当該措置の対象となる児童及び保護者の意は、当該措置の対象となる児童及び保護者の意

達障害の早期発見に関する技術的事項について 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発

(31 期) 発養で致う 術的援助を行うものとする。 の指導、助言その他の市町村に対する必要な技

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援

合について準用する。 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場

(保育) (保育) 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援の専門性を確定ま児に対して行われる発達支援の専門性を確にめに必要な体制の整備を行うとともに、発達のに必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児の早期の発達支援の

第七条 市町村は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。
(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十 な措置を講じるものとする。 その他の支援体制の整備を行うことその他必要 成の推進、いじめの防止等のための対策の推進 成をいう。)及び個別の指導に関する計画の作下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作 る業務を行う関係機関及び民間団体との連携の う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関す 害児でない児童と共に教育を受けられるよう配 うにするため、可能な限り発達障害児が発達障 その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよ 等課程に在学する者を含む。以下この項にお 教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高 八歳以上の発達障害者であって高等学校、 の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行 慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別 て同じ。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、 中等

2 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者 とする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

め、適切な配慮をするものとする。いて、発達障害児の利用の機会の確保を図るた第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業につ

(情報の共有の促進)

第九条の二 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置に資する情報の共有を促進するため必要な措置に資する情報の共有を促進するため必要な措置の表する。

十条 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者ののので、でいることができるようにするため、発達障害者のとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の規定による指定を受けた者をいる。)が、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、機会の確保、就労の定着のための支援その他の関係の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の機会の確保、就労の定着のための支援をの他の発達障害者の特性に応じた適切な就労することができるようにより、発達障害者が就労することができるようにより、発達障害者が就労することができるようにより、発達でいる。

要な措置を講じるものとする。
書者が就労のための準備を適切に行えるように害者が就労のための準備を適切に行えるように

3 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有い地域での生活支援)

ないようにするため、その差別の解消、いじめ被害を受けること等権利利益を害されることがが、その発達障害のために差別され、並びにい第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者

ものとする。
者の権利利益の擁護のために必要な支援を行う
く利用されるようにすることその他の発達障害
すること、成年後見制度が適切に行われ又は広の防止等及び虐待の防止等のための対策を推進

(司法手続における配慮)

第十二条の二 国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の権利を円滑に行使できるようにするため、個の権利を円滑に行使できるようにするため、個の権利を円滑に行使できるようにするため、個の権利を円滑に行使できるようにするため、個の企するの確保のための配慮その他の適切な配慮をするの確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

(発達障害者の家族等への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族の活動の支援その他の関係者に対し、相談、情報の提供及びめまければならない。

(発達障害者支援センター等) 第三章 発達障害者支援センター等

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができるとができる。

と。

なは情報の提供若しくは助言を行うこの関係者に対し、専門的に、その相談に応の関係者に対し、専門的に、その相談に応いまるよう、発達障害者及びその家族その他資するよう、発達障害者及びその家族を決議等に

就労の支援を行うこと。
一 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び

の提供及び研修を行うこと。 に従事する者に対し発達障害についての情報 業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれ 室療、保健、福祉、教育、労働等に関する

民間団体との連絡調整を行うこと。 育、労働等に関する業務を行う関係機関及び四 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教

うとする者の申請により行う。る 前項の規定による指定は、当該指定を受けよる 前径号に掲げる業務に附帯する業務

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しく

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の状況には、当該発達障害者支援センターの事業所職員に、当該発達障害者支援センターの事業所職員に、当該発達障害者支援センターの事業所関し必要な調査若しくは質問をさせることがで関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

てはならない。 は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しは、犯罪捜査のために認められたものと解釈しる 第一項の規定による立入調査及び質問の権限

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正なは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずひ善のために必要な措置をとるべきことができる。

(指定の取消し)

発達障害者支援センターが前条の規定による命の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は避し、若しくは虞問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の容弁をした場合において、その業務期定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは同項のず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項のず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項のず、若しくは帰り報告を担み、規定による報告をせ

ができる。
令に違反したときは、その指定を取り消すこと

(専門的な医療機関の確保等)

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相又は診療所を確保しなければならない。 及び発達支援を行うことができると認める病院第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断

「日本では、 日本では、 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の 第十九条の二 都道府県は、発達障害者及びその家体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保 (次項において「関係者等」という。) により構 (次項において「関係者等」という。) により構 (次項において「関係者等」という。) により構 (次項において「関係者等」という。) により構 (次項において「関係者等」という。) により (次項において) ができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者 前項の発達障害者のとする。 地域における発達障害者の支援体制に関する課題についてる発達障害者の支援体制に関する課題についてとともに、地域の表達で書者支援地域協議会は、関係者 かて協議を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を

識の普及及び啓発) (医療又は保健の業務に従事する者に対する知

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保第二十二条 国及び地方公共団体は、 医療又は保

(専門的知識を有する人材の確保等)

る人材の確保、養成及び資質の向上を図るたできるよう発達障害に関する専門的知識を有す障害者の特性に応じた支援を適切に行うことが第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達

施することその他の必要な措置を講じるものと理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実 個々の発達障害の特性その他発達障害に関する 査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、 め、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜

(調査研究)

第二十四条 慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めると二十四条 国は、性別、年齢その他の事情を考 を行うものとする。 断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究 ともに、個々の発達障害の原因の究明及び診 (大都市等の特例)

号 附

則

(平成二八年六月三日法律第六四

第二十五条 この法律中都道府県が処理すること 都市に適用があるものとする。 する規定は、指定都市に関する規定として指定 ころにより、指定都市が処理するものとする。 都市」という。)においては、政令で定めると 五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百 とされている事務で政令で定めるものは、地方 この場合においては、この法律中都道府県に関

附

(施行期日)

この法律は、平成十七年四月一日から施行す

2 討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを合において、この法律の施行の状況について検 政府は、この法律の施行後三年を経過した場 る。 (見直し)

行うものとする。 附則 0号) 抄 (平成一八年六月二一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七

(施行期日) 三号) 抄

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十一年四月一日から

則 (平成二〇年一二月二六日法律第

九六号)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

く。) 及び附則第八条の規定 平成二十四年 四月一日 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除略

附 七号) 則 (平成二四年八月二二日法律第六

定は、当該各号に定める日から施行する。 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超 えない範囲内において政令で定める日から施行 する。 (検討) (施行期日)

| 2 政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等 生活を営むのにその一部につき援助が必要で、 童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労 等の実態について調査を行い、その結果を踏ま かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者 を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常 ものとする。 きは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる 用を含めて検討を加え、必要があると認めると の支援に関する施策その他の関連する施策の活 え、これらの者の支援の在り方について、児